別添 11（7-58、8-58 関係）

無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. 適用範囲

この技術基準は、軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時に発生する排出ガスの光吸収係数の測定に適用する。

2. オパシメータの状態

オパシメータは、使用開始前に十分に暖機し、1 日 1 回以上校正を行ったうえで使用すること。

なお、排出ガスを採取する前に、プローブ（オパシメータの排出ガス採取部）に滞留した黒煙その他の排出ガスの光吸収係数に影響を及ぼす物質の掃気を行うこととする。

3. 自動車の状態

(1) 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。

この場合において、暖機が不十分である自動車にあっては、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放して無負荷運転に至る操作を 2 回又は 3 回繰り返すこと等により、測定前に暖機を行うこととする。

(2) 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。

この場合において、原動機を無負荷の状態とすることができない構造のものにあっては、附属装置（油圧ポンプ等）による原動機の負荷の一部を切り離すこと等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 排出ガスの光吸収係数の測定

4.1. プローブの挿入

排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを排気管出口径の 3 倍以上 6 倍以下の長さまで挿入して測定する。

ただし、プローブを排気管出口径の 3 倍以上 6 倍以下の長さまで挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2. 自動車の運転条件

(1) 無負荷運転を 5～6 秒行う。

(2) 加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから 2 秒間持続した後、加速ペダルを放す。

ただし、原動機の回転数を自動で測定することができる機能を有するオパシメータを使用して排出ガスの光吸収係数を測定する場合にあっては、加速ペダルの踏み込みから最高回転数に達するまでの間、加速ペダルを踏み込めばよいものとする。

4.3. 排出ガスの採取時期

排出ガスの採取は、4.2. (2) において加速ペダルを踏み込み始めた時から 5 秒が経過するまでの間行うこととする。

4.4. 採取された排出ガスの光吸収係数の測定方法

(1) 4.3.により排出ガスをオパシメータ内に流入させている間における当該排出ガスの光吸収係数の最大値を測定する。

(2) (1) の規定による測定の結果、測定値が、次の表の左欄に掲げる規制値又はスクリーニング値に応じ同表右欄に掲げる閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

規制値又はスクリーニング値	閾値
光吸収係数 0.50m^{-1}	光吸収係数 0.40m^{-1}
光吸収係数 0.80m^{-1}	光吸収係数 0.64m^{-1}
光吸収係数 1.01m^{-1}	光吸収係数 0.80m^{-1}
光吸収係数 1.27m^{-1}	光吸収係数 1.01m^{-1}
光吸収係数 1.62m^{-1}	光吸収係数 1.29m^{-1}
光吸収係数 2.76m^{-1}	光吸収係数 2.20m^{-1}

(3) 4.2. (2) の測定値が閾値を超える場合には、4 秒以上 10 秒以下の間隔をおいて再度測定を行い、その測定

値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

(4) (3) の測定値が閾値を超える場合には、4 秒以上 10 秒以下の間隔をおいて再度測定を行い、これら 3 回の測定値を平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

(5) 排出ガスの光吸収係数を算出するに当たっては、測定値 ((4) の規定により算出する平均値を含む。) は小数第 2 位 (小数第 3 位四捨五入) までとする。
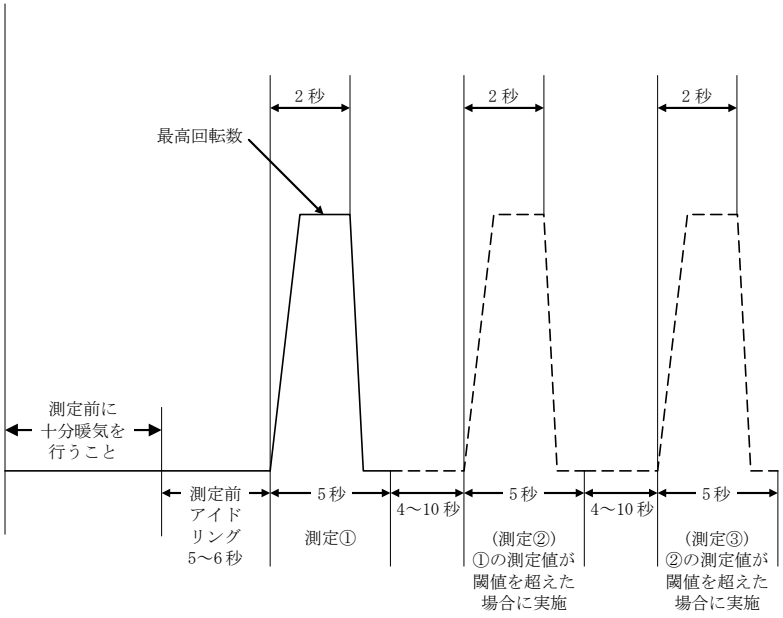
(参考図)